

藤沢市公民館条例の廃止について

藤沢市公民館条例を廃止する条例を次のように定める。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公民館条例を廃止する条例

藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（藤沢市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例の一部改正）
- 2 藤沢市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例（昭和39年藤沢市条例第47号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。  
第3条第3号を削る。  
第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。  
（藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正）
- 3 藤沢市湘南台文化センター条例（平成元年藤沢市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「及び公民館」を削る。

## 提案理由

この条例を提出したのは、市民センターとの一体化に伴い、公民館を廃止するため、条例を廃止する等の必要による。